

外国語教育と言語権

松本青也

I. はじめに

2001年9月11日、アメリカへの同時多発テロが世界を震撼させ、その決して許されない暴挙に沸き上がった怒りは、世界を単純に正義と悪に二元化し、すべての正義が結集して悪への報復攻撃を始めようという衝動に短絡した。しかし時が経つにつれて、報復攻撃でのアメリカのすさまじい軍事力を目の当たりにしながら、事件の背景を冷静に把握しようとする動きも出てきた。大国が勝手な都合で弱小国を振り回してきた歴史、あまりに大きな貧富の差、そして異なる民族・宗教・文化間の反目などが、この狂気の底に複雑に絡み合っていることが明らかになってきたからである。

言語も、こうした世界情勢と決して無縁ではない。強大な言語が弱小な言語を抑圧し、消滅させてきた歴史。English Divide と呼ばれるような、言語による階層化。そして世界各地で起きている言語衝突。外国語教育も決して世界の動きと切り離されたものではありえない。それは実社会から隔離された教室の中での文化的な営みにとどまらず、政治的な、経済的な、そして軍事的な影響力をもった国際的な活動そのものなのである。

本論は日本における外国語教育のあり方を、世界共通語としての英語と母語としての日本語、国語としての日本語と英語以外の外国語という三つ巴の関係の中でとらえ、言語権という視点から考察しようとするものである。

II. 英語公用語論

首相の諮問機関「21世紀日本の構想」懇談会が、2001年1月に提出した報告書の中で「英語公用語論」に言及して以来、公用語化についての賛否両論がマスメディアで頻繁に取り上げられた。今までに多方面から出された、公用語化を推進する立場の主な意見は、ほぼ次のようにまとめられる。

1. 経済活動の急速なグローバル化に伴って、海外の企業との資本提携や吸収合併などが当たり前のことになっているのに、その際の複雑な業務を英語で遂行できる人材が不足していることが日本の企業活動の深刻な障害となっている。
2. 企業活動における英語の共通語化に伴って、企業に関連した法務や広報など、さまざまな分野でも英語使用が避けられなくなりつつある。
3. グローバル化の進展で、従来は国内に限定できた環境、労働、教育などの問題の他、市民レベルでのボランティア活動でも国際的なつながりが生れ、外国の人達と頻繁に話しあい、交渉しなければならなくなった。その場合の作業言語はほとんどの場合英

語である。

4. インターネットの登場で、オンライン教育など市民レベルでの国際的な活動が可能になったが、英語がそうした地球規模のネットワークに参加するための条件となっている。
5. 今のままでは、英語の能力による格差で階級が固定化し、社会的対立が生まれる恐れがある。国民のすべてに十分な英語教育を与え、広範囲に英語力を育てることで一部の特権階級の誕生を阻止しなければならない。
6. 日本の少子高齢化に対応して、外国人が移住しやすいような言語環境を作る必要がある。

上記の懇談会のメンバーの一人である船橋氏は、その著書の中で、英語公用語化に向けて次のように具体的な14項目にわたる提案を行っている。(pp. 220-230)

1. バイリンガル人口の目標設定：日英語のバイリンガル人口を30年後に全体の30%とする。
2. 公用語法を設定する：日本語を公用語、英語を第二公用語と定める。
3. 多言語国家を目指す：公用語法は、日本の言語政策が多言語主義の思想を基本とするものであることを明記する。
4. 英語教育は、コミュニケーション言語の習得であることを明記する。
5. 政府公式文書を日英両語とする。
6. 中央政府の「英語必要度」を格付けする。
7. 品質ラベルを日英両語で：医薬品と消費商品の品質ラベルをすべて日英両語とする法律を制定する。
8. イマージョン英語教育を導入する：公立学校において、小学校から高等学校までのイマージョン一貫英語教育を導入する。
9. 大学入試をTOEFLと日本説明英作文の二本立てとする。
10. 英語教育の題材を、国際語としての世界の広がりの中に求める。
11. 中国語、韓国語、スペイン語、ロシア語など：多言語主義の原則の下、他の言語の教育も拡充する。
12. 英米以外の英語教師を積極的に招聘する：それによって「英語たち (Englishes)」の英語になじませる。
13. 英語教師にTOEFL受験を義務づける。
14. 国会議員の英語能力の開示：国会議員を志望するものは、自らの英語能力を開示し、有権者がそれを投票の際、参考にすることができるようにする。

¹ 船橋洋一. 2000. 『あえて英語公用語論』文藝春秋.

Ⅲ. 反英語公用語論

上述のような英語公用語化への動きに対して、次のような反論が寄せられている。

1. 公用語とは一般に国民の中にその言語を母語とする言語共同体が存在し、彼らの権利保護や行政の便益向上のために官公庁などの実務においてその使用を法律で決めた言語か、さもなければ植民地にされて受け入れた侵略者の言語である。いずれの状況も日本には存在せず、英語が公用語になれば日本のほとんどの住民や行政にとっては不便不利益でしかない。
2. 英語に特別な地位を与えると、英語母語話者とのコミュニケーションにおいて、日本人の劣等感を増大させ、その一方で優位となる英語とその背景文化が日本語と日本文化を衰退させる。
3. 英語公用語化と多言語主義が両立する可能性は少ない。多言語主義なら住民が実際に使う言語が地方自治体レベルで採用され、韓国・朝鮮語、中国語、ポルトガル語などが選ばれるべきである。英語の公用語化は、むしろそうした言語を圧迫し住民の言語権を奪う方向に向かう。
4. 海外における日本語学習需要は明らかに増大しているのに、日本で英語が公用語になれば、日本語ができなくても不自由しなくなり、日本語学習者が激減し、日本語の地位を低下させる。むしろ日本語の国連公用語化を主張すべきである。
5. 英語を公用語ではなく、補助言語、作業語として位置づけ、あくまでも国民統一意識のよりどころである日本語の地位を保障するべきである。
6. 英語公用語論は、政界、財界、学界などで日本人の英語力不足を痛感した人達が短絡的に思いついた解決策で、日本の特別な言語状況の認識や近隣諸国の言語への配慮に欠けている。指導者層の高レベルな英語力養成は確かに急務だが、それに国民のすべてを巻き込む必要はなく、またそれは不可能であり、時間と労力の浪費に終わる。
7. 日本は言語の系統や民族の構成からいっても、世界中で最も特異で多様性のない国の1つに数えられる。つまり外国語習得に最も適さない国の1つである。その意味では英語の公用語化が最も難しい国であり、できもしないことを自ら進んで試みて醜態をさらすよりは、その他の方法を懸命に模索すべきである。

こうした反論について、英語公用語論者は更に次のように反論する。

1. 資源のない日本が大国としてグローバルな競走に勝ち抜いていくためには、ある程度の不便不利益は当然。学校教育でも「ゆとり」ばかりを強調している場合ではない。
2. 言語間のいささかの不平等を「必要悪」として潔く認めなければ、世界の流れから取り残される。
3. English Divide を招来しないためにこそ、裾野の広い英語教育が必要。
4. 英語教育の改善を阻んでいるのは、入試を盾に旧態依然たる授業をしている英語教師。非現実的な理想論を隠れみのに自分の英語力のなさを正当化しようとしているだけ

である。

5. 英語は強制されたものではない、自分たちの便宜のために自ら進んで求めているもの。

いずれにしても、仮に英語の公用語化が実現し、上述のような徹底した施策が実施されると、全国民に技能としての英語習得が課せられ、英語で仕事をするのが当然のこととして求められる。そしてそうした言語状況の中で英語能力が劣るものは、ただそれだけの理由で、国内外のあらゆる場面で英語母語話者と比べて決定的に不利な立場におかれることになる。

こうした結果をもたらしかねない英語の強大な勢力に脅威を感じて、反英語公用語論者はことさら自己防衛の姿勢を強め、他言語を侵略する英語帝国主義と弱小言語との戦いという構図で世界の言語状況をとらえがちである。確かに日本でも、2002年度からの新学習指導要領で必修化された外国語について「英語を履修させることを原則とする」という文言が加えられ、英語以外の外国語を学ぼうとしてもその機会が与えられず、そのために、世界人口の10～20パーセントほどの人しか日常的に使っていない英語が他の言語よりとりわけ重要な言語であり、したがって英語圏の文化も他の言語圏の文化より重要であるというような意識を生徒に植え付けているのであれば、それは確かに英語帝国主義と言える。英語の時間に教壇に立つALTなどの英語母語話者が増加の一途をたどり、英語の規範と見なされる彼らが無意識のうちに自文化の優位性を伝えることで英語帝国主義的な状況を生み出すことも懸念される。英会話の学習を始めた小学校で、教室が英語母語話者にいわば乗っ取られ、担任の教師が生徒の一人になって、指示されるまま恥ずかしそうに歌ったり踊ったりしている様子などを見ていると、その状況が幼い子供たちに歪んだ言語観を植え付けはしないかと気掛かりになるのも決して杞憂ではないだろう。

IV. 言語権

英語公用語化論と、その反論との間の、いわば綱引きのせめぎ合いが、かみ合わない議論に陥りがちなのは、それぞれが根拠となる確かな言語現象と予測を踏まえていながら、社会における言語の違った側面に焦点を合わせているからである。言語の便利さや効率を重視するのか、平等性や人権を優先させるかの違いである。ところが現実には、そのどちらも切実で見過ごすことができない側面であり、これから私達に求められるものは、そのせめぎ合いを越える理念にほかならない。そして既に新世紀に人類が向かうべき方向を示唆するものとして改めて注目され初めているのが、多言語・多文化主義を裏打ちする言語における人権、つまり言語権という考え方である。

戦後言語権について初めて言及した国際的規約は、1945年に署名された「国際連合憲章」(Charter of the United Nations)で、「人民の同権及び自決の原則の尊重に基礎をおく諸国間の平和的且つ友好的関係に必要な安定及び福祉の条件を創造するために、国際連合は、次のことを促進しなければならない。a… b… c 人種、性、言語又は宗教による差別のないすべ

ての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守」²としている。続いて1948年に国連総会で採択された「世界人権宣言」(the Universal Declaration of Human Rights)では、「すべての人は、…言語、…による差別を受けることなく、この宣言に挙げられたすべての権利と自由を享有することができる」³とされた。この宣言の内容をより細かく定めて条約にした「国際人権規約」(International Covenant on Civil and Political Rights)は、第27条で、「種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」⁴としており、言語の使用を権利としてとらえた点で極めて重要な意味を持っている。そして1996年6月には、国際ペンクラブ翻訳・言語権委員会などの呼びかけに応じて、合計90ヶ国からNGOの団体や言語法制専門家など220人がバルセロナで世界言語権会議を開催した。この会議で採択された「世界言語権宣言」⁵は、母語でコミュニケーションする権利と居住地に固有の言語を知る権利を骨子としたもので、ユネスコ代表部に提出され、その後フォローアップ委員会が組織されて国連総会での採択に向けての活動が行われている。

このように言語権という概念の根底には、生まれてすぐ身に付けた母語が、たまたま弱小の言語だったからといって、ただそれだけの理由でコミュニケーションにおいて圧倒的に不利な立場におかれるとすれば、それは言語差別であり、いかなる理由があっても許されるべきではないという思想がある。ところが、人種差別や性差別が容赦なく糾弾を受けている一方で、言語差別については、まだあまり認識されていないのが実情である。その原因は、人種や性と違って言語は本人の努力次第で後になって習得することもできるし、強大な言語に同化することはむしろ進歩とされがちなためであろう。ところがそれは強大な言語を母語とする側の発想で、実際には仕事に使えるレベルまでの外国語習得は極めて困難で大きな負担となる。とりわけ日本のように、全国津々浦々日本語だけで日常生活に差し障りがない状況で、外国語を使う場面がほとんどなく、しかもそれが母語と全く系統の違う言語である場合には、外国語習得に向けてのよほど強い動機づけがなければ、習得

² Article 55 : With a view to the creation of conditions of stability and well-being which are necessary for peaceful and friendly relations among nations based on respect for the principle of equal rights and self-determination of peoples, the United Nations shall promote:

a. higher standards of living, full employment, and conditions of economic and social progress and development;

b. solutions of international economic, social, health, and related problems; and international cultural and educational cooperation; and

c. universal respect for, and observance of, human rights and fundamental freedoms for all without distinction as to race, sex, language, or religion

³ Article 2: Everyone is entitled to all the rights and freedoms set forth in this Declaration, without distinction of any kind, such as race, colour, sex, language, religion, political or other opinion, national or social origin, property, birth or other status. Furthermore, no distinction shall be made on the basis of the political, jurisdictional or international status of the country or territory to which a person belongs, whether it be independent, trust, non-self-governing or under any other limitation of sovereignty.

⁴ Article 27: In those States in which ethnic, religious or linguistic minorities exist, persons belonging to such minorities shall not be denied the right, in community with the other members of their group, to enjoy their own culture, to profess and practise their own religion, or to use their own language.

⁵ <<http://www.linguistic-declaration.org/index-gb.htm>> (2002. 2. 28. アクセス)

はほとんど不可能と言っていい。逆に言えば、万一現在の日本人のほとんどが特定の外国語を使えらしたら、それは日本人がその言語による、よほど過酷な言語差別的状況に直面したため、日本人にとっては理想どころか、かなり不幸な事態といえる。

既に言語差別を経て言語消滅を経験した多くの事例に共通している経緯は、特に学校での教育に使われる優勢な言語が自分の母語ではなく、やがて自分でもその言語をかなりのレベルまで使いこなせるようになると、それを境に母語の必要性が急速に薄れ始め、母語を使うことを恥ずかしく思ったり、母語の学習を労力の浪費と考えるようになることである。新しい情報や大切な知識はすべて学校での使用言語で手に入り、仕事やお金もその言語を使って手に入る一方で、母語は家で年寄りと話するときくらいしか使わなくなり、貧乏や無知を連想させるものとして、益々色あせたものに思えてくるからである。そしていつの間にか、母語しかうまく話せない年寄りを尊敬できなくなり、その世代の文化に対しても関心がなくなり伝統も途絶えることになる。ところが新しい言語もその母語話者ほどには使いこなせないために、彼等からは一段劣った人間として差別され、それでも母語集団に戻る気もしないという、中途半端な状態を経ている。そして次の世代になり、優勢な言語を母語と呼べる程度にまで習得できるようになると、たとえ自民族の言語を学ぶ機会が与えられても、より役に立つ外国語の方を選ぶ傾向が生まれてくる。

つまり、自民族の言語がまだ確実に母語である段階で、その母語に誇りが持て、母語を使うことが社会的にも経済的にも決してマイナスにならない状況を整えないかぎり、単に理念としての言語権などというものは、決して多言語・多文化共生社会を実現する力を持たないのである。言語権を守り、言語差別を廃絶するためには、在住する少数民族の言語権を社会的にも法的にも保障し、それぞれの母語教育が十分に行われるような態勢を整えることである。自分の母語に誇りが持てこそ、全ての人の母語への畏敬の気持ちが生まれる。母語によって自分を表現できてこそ、人は社会の構成員として十分に機能できる。すべての人の母語を大切にしようとする気持ちがあれば、弱小言語を侵略しようとする「強者」「権威」の言語への抵抗力が生れ、「対決」できる姿勢も生まれてくるのである。

20世紀には、単なる理念として机上の空論と見なされがちであったこうした考え方が、今世紀に入って現実味を帯びてきた理由としては、益々強大な勢力を持つ英語に対抗して多様な言語を守ろうとする意識や、お互いに寛容な姿勢で異なる言語・文化を学びあうことが平和的共存のために有効であるという認識がある。単一言語主義は言語衝突につながるもので、多言語共存こそが地球規模での平和共存を実現させるとするユネスコの多言語主義⁶もそうした観点に立っている。更に先進国での移民の増加や、地域での経済活動にお

⁶ Linguapax: <<http://www.linguapax.org/queang.html>>

1. All languages offer equal possibilities for interpreting reality, for cultural creation and for social cohesion.
2. Conflicts between peoples arise out of inequalities, injustice and a lack of respect for cultural identities, not from linguistic diversity.

3. Languages provide the ideal vehicle for human dialogue.

4. The disappearance of a language is a loss for the whole of humanity.

ける地域言語の必要性なども挙げられる。

いわば世界共通語としての英語が第二言語として益々多くの人に学ばれているのと並行して、EUでの多言語政策、オーストラリアやカナダでの多文化主義政策に基づく多言語教育、フィリピン、シンガポール、韓国などアジアの国々での多言語教育など、言語の豊かな多様性を尊重しようとする言語教育は今や世界的な傾向になってきた。ひところはマイナス面ばかり強調された2言語併用も、最近の研究では、幅の広い柔軟な思考、鋭い言語感覚、独創性や類推力などを育てる点で1言語使用よりも優れているとされている。確かにバイリンガルになると言語処理の速さでは若干モノリンガルに劣ることもあるが、複数の言語を知ることによって得られるものの方が、はるかに多いのである。特に少数派の言語や文化が軽視されることなく尊重され、少数派が自信や誇りを持つことができるような環境では、2言語併用、あるいは多言語併用による、多言語・多文化の共存共栄が社会全体を活性化し、その可能性を高めていくのだ。

こうした多言語・多文化共生社会への流れを支えるのが情報処理技術の急速な進展である。インターネットなどデジタルメディアの発達によって、多言語テキストを符号化するための国際規格ユニコードが採用され、最初は英語が独占していたネット上を多言語が行き交うことができるようになった。ウェブサイトにかかれていた言語も、最初は9割以上だった英語の比率が今では68.4%まで減少し、次に日本語(5.9%)、ドイツ語(5.8%)、中国語(3.9%)と続く⁷。ネット上で使われる言語比率では、英語が2001年12月現在で43%でしかなく、英語以外では日本語が1位(8.9%)、2位中国語(8.8%)、3位ドイツ語(6.8%)⁸となっている。音声翻訳技術も日進月歩で、例えば日英語間の通訳ソフトの実力はTOEIC 550点程度にまで向上しており、大卒新入社員の平均を上回るという⁹。ある外国語について基本的なことを知っていれば、こうしたソフトを使うことで、将来はかなりの程度までコミュニケーションができるようになることだろう。

更に、非英語圏諸国との国際的連携により、言語差別解消、言語習得の負担の公平化に向けての国際協定が結ばれ、国際機関による通訳の人材育成、派遣などが制度化されれば、多言語・多文化共生社会は益々現実のものとなることだろう。

V. 日本の言語政策

多言語教育に向けての世界的な流れの中で、日本はどのような言語政策を進めているのだろうか。文部科学省は「外国語教育の充実のための施策」¹⁰として、現在初等・中等教

5. For all these reasons, the Linguapax project aims to promote the culture of peace through plurilingual education and respect for linguistic diversity.

⁷ eDemographics:<http://www.emarketer.com/analysis/edemographics/20010227_demo.html>

⁸ Global Internet Statistics (by language):<<http://www.euromktg.com/globstats/>>

⁹ Newsweek (日本語版:2002.2.6.) p.49.

¹⁰ <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/020/sesaku/020201.htm> (2002. 2. 15. アクセス)

育の段階で次のようなことを行っていると報告している。

1. 小学校における外国語教育

- ① 学習指導要領の改訂：平成 14 年度から「総合的な学習の時間」で国際理解に関する学習の一環として、外国語会話をを行うことができるようにした。
- ② 英会話指導手引の作成・配布：小学校で英会話の指導をする教員や ALT の参考になるように、「小学校英語活動実践の手引」を作成し配布した。
- ③ 教員の英語活動研修講座：平成 13 年度から小学校英語教育のリーダーとなる教員を対象に 2 週間程度の宿泊研修を行い、毎年度 600 人程度が受講している。
- ④ 特別非常勤講師配置事業費補助：小学校英会話学習のために、平成 13 年度から、特別非常勤講師として 1,000 人程度を予算化。
- ⑤ 小学校英会話学習への ALT の活用：平成 14 年度から「語学指導等を行う外国青年招致事業」により、小学校における英会話教育のための ALT を配置する予定。
- ⑥ 「小学校の英語教育」に関する研究開発学校を指定。平成 13 年度は 5 校。
- ⑦ 「地域ですすめる子ども外国語学習の推進」のための事業の実施：地方公共団体が、土・日などの休日に、小学生を対象として生きた英会話学習、体験学習プログラムを実施する。平成 13 年度は 44 地域に委嘱した。
- ⑧ 「学校いきいきプラン」を活用した小学校英会話学習の支援：社会人を全国の学校に受け入れ、小学校における外国語会話学習を支援する。

2. 中・高等学校

- ① 学習指導要領の改訂：実践的コミュニケーション能力の育成を重視して、内容の改善を図るとともに、外国語科を必修教科とした。
- ② スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクール（新規）：平成 14 年度から英語教育を重点的に行う 16 の高等学校等をスーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクールとして指定し、カリキュラムの開発等の実践的な研究を行う。
- ③ 英語担当教員の海外研修：6 ヶ月は 118 人、12 ヶ月は 28 人を派遣する。
- ④ 英語担当教員の国内研修：4 週間程度の宿泊研修で毎年度 2,000 人が受講。
- ⑤ 外国語指導助手（ALT）の招致：昭和 62 年度から、文部、総務、外務 3 省による共同事業として、上述の JET プログラムにより、ALT を学校に配置。平成 13 年度の ALT 招致人数は、5,583 人であった。

また、同省は、2002 年 1 月、英語教育改革に関する懇談会を発足させた。これは、2001 年 1 月に提出された「英語指導方法等の改善の推進に関する懇談会」報告を踏まえ、国民の英語によるコミュニケーション能力の飛躍的な向上を目標に具体的な推進方策についての意見を聞こうとするもので、メンバーを固定せず毎回違った分野の複数の各界有識者を招き、文部科学大臣が意見聴取を行うというものである。

こうした施策や懇談会の内容を見るかぎりでは、文部科学省の外国語教育改革は、英語によるコミュニケーション能力の向上を目指しているだけで、外国語教育一般、更にいえ

ば日本における言語状況をどのようなものにしたいかという言語政策の理念が欠落しているといえる。

「平成 13 年度版在留外国人統計」¹¹によれば、日本の外国人登録者は総数で約 170 万人だが、国籍別で見ると英語圏の 4 国（米国、英国、カナダ、オーストラリア）の合計が約 8 万人で 5% 弱でしかないのに対して、韓国・朝鮮は約 64 万人で約 38%、中国は約 34 万人で約 20%、ブラジルは約 25 万人で約 15% となっており、この三者で約 73% を占めている。また、「平成 13 年度日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」¹²によれば、総数 19,250 人のうち、英語を母語とする者が 448 人で 2.3% でしかないのに対して、ポルトガル語が 7,518 人で 39.1%、次に中国語が 5,532 人で 28.7%、スペイン語が 2,405 人で 12.5% となっており、この 3 者で全体の 80.3% を占めている。こうした比率を考えると、日本の言語政策がいかに国内の少数言語との共生を考えておらず、利得の大きな英語だけに偏ったものであるかを痛感する。

なるほど 1987 年に出示された臨教審答申では、帰国子女への対応、外国語教育の見直し、留学生の受け入れ等の「国際化」が打ち出され、英語以外の外国語を教える高校も出て来た。「平成 12 年度我が国の文教施策」¹³によれば、外国語教育の多様化として全国の公・私立高等学校の 551 校において 22 言語が開設されているが、高等学校の総数 5,481 から見れば 1 割でしかなく、中学校での取り組みについては何の言及もない。

国内に居住しようとする外国人、特に欧米以外から来た外国人に対する今までの日本の政策をひと言で言えば、「日本人になる（同化する）か、それが嫌なら本国に帰れ（排外する）」というものであった。歴史教育でも、言語政策でも、常に民族的少数者を無視して来たと言える。その結果、例えば現在なぜ日本に多くの在日韓国・朝鮮人がいるのか、あるいはハンゲルの基本的な特徴について、正しく説明できる日本人は極めて少数である。英語母語話者に対しては、「排」外し、それ以外の外国語母語話者については「排」外するという、日本人全般による言語差別は、在日少数民族の言語を無視し、外国語としても実際には英語しか学習させてこなかった今までの言語政策の産物であるとも言える。

多様な言語・文化を人類の財産として、多言語・多文化共生の豊かで平和な社会を実現するために、日本でも先住民族や在日韓国・朝鮮人、あるいは南米からの外国人労働者などとの共生に向けて、国民の広範な層を巻き込んで望ましい言語状況を議論し、日本にも多言語・多文化の多様性を豊かに実らせるような言語政策を早急に推進する必要がある。

VI. 提言

日本での言語教育について筆者の素案を図表化すれば次のようになる。

¹¹ 法務省. 2001. 『在留外国人統計 平成 13 年版』. 入管協会.

¹² <http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/14/02/020214.htm> (2002. 2. 28. アクセス)

¹³ <<http://www.wp.mext.go.jp/jyy2000/index.html#toc3.10.3>> (2002. 2. 15. アクセス)

	必修			選択					
	・・・	総合的な学習		言語教育					
高校	・・・	・・・	国際教育	日本語	外国語集中コース	情報処理コース	芸術コース	スポーツコース	・・・コース
中学			異文化理解	世界の言語					
小学校	・・・								

まず、カリキュラム全体における必修科目と選択科目の配当時間数を3:2程度とする。必修科目の中での「総合的な学習の時間」では、地球市民が直面する様々な課題に取り組ませる「国際教育」と、多様な異文化を学びながら比較対照して自文化への理解も深め、自文化に誇りを持たせる「異文化理解」を展開する。

「日本語」は、明快な発話や文章表現で効果的なコミュニケーションができる能力を育てることを主眼に充実させる。「世界の言語」は、異質なものに触れさせる機能を重視し、複数の外国語を背景の価値観と共に幅広く教えながら、メディアを最大限に活用し、実在する人とのコミュニケーションを豊富に体験させ、外国語学習を動機づける。ここでは言語権についても理解させ、どの言語の話者とも対等で気楽にコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。英語については、自学自習ができるまでの基本レベルを目標とし、入試などの評価は単に Pass or Fail とする。

外国語技能教育は、英語以外にも複数の外国語を対象に選択科目として無学年制「外国語集中コース」で行う。切実に求められている英語の実践的コミュニケーション能力はこうした形で最も効率的に養成することができる。

外国語教育は、高度な言語運用能力と共に、すべての人達の言語権を尊重する態度を培ってこそ、強大な勢力への劣等感を秘めた迎合主義に陥ることなく、他言語、他民族への敵意を秘めたナショナリズムに逃避することもなく、異なる者への温かい眼差しと、困難な「共生」への揺るぎない決意を持った若者を育てることができるのである。

<参考文献>

- Bialystok, Ellen. 2001. *Bilingualism in Development*. Cambridge Univ. Press.
 Crystal, David. 2000. *Language Death*. Cambridge Univ. Press.
 Pennycook, Alastair. 1998. *English and the Discourses of Colonialism*. Routledge
 Phillipson, Robert. 1992. *Linguistic Imperialism*. Oxford Univ. Press.
 Tollefson, James W. 1995. *Power and Inequality in Language Education*. Cambridge Univ. Press.